

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第11号 大槌町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第1、議案第11号大槌町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 議案第11号大槌町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、大槌町簡易水道事業と白銀和野飲料用水供給施設を大槌町上水道事業に統合することに伴い改正するものです。

新旧対照表をごらん願います。

第2条の規定中、給水人口の「14,784人」を「10,657人」に、1日最大給水量の「6,377立方メートル」を「5,400立方メートル」に改めるものです。

また、別表では、金沢簡易水道事業区域と白銀和野飲料用水供給区域を上水道の給水区域に追加しております。

この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。下村義則君。

○2番（下村義則君） 大変細かいことで申しわけないんですが、新旧対照表の改正後の給水人口の根拠と、世帯数は幾らなのか教えてもらえませんか。

○議長（小松則明君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 給水人口の根拠でございますが、平成27年ですね、この認可を受けるときにですね、認可の人口として1万657人を算定しております。これは将来人口ということで、今人口は減少してるということで、平成27年度当時の認可時には、平成28年が一番給水人口が多いということで、1万657人を採用してございます。

世帯数につきましては、調べるのに時間を要しますので、後で説明したいと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第11号大槌町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第2 議案第12号 大槌町簡易給水施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

○議長（小松則明君） 日程第2、議案第12号大槌町簡易給水施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） それでは、議案第12号大槌町簡易給水施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

本条例を廃止する理由は、本条例に規定される白銀和野地区簡易給水施設が大槌町簡易水道事業統合計画に基づき、上水道に統合されることに伴い廃止するものであります。

なお、条例の施行期日は平成29年4月1日からとしております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第12号大槌町簡易給水施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第3 議案第13号 大槌町簡易水道事業給水条例を廃止する条例について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第13号大槌町簡易水道事業給水条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 議案第13号大槌町簡易水道事業給水条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

この条例は、大槌町簡易水道事業を大槌町水道事業に統合することに伴い廃止するものです。

現行の大槌町簡易水道事業給水条例は、給水の料金、給水区域、その他の必要事項を規定しているものでございますが、大槌町上水道給水条例を準用していたことから、統合後においても廃止する条例内容は維持され、現行の水道料金体系についても変更はございません。

本条例の施行期日ですが、平成29年4月1日からの施行となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第13号大槌町簡易水道事業給水条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第14号 大槌町簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第14号大槌町簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 議案第14号大槌町簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

この条例は、大槌町簡易水道事業を大槌町上水道事業に統合することに伴い廃止する

ものです。

現行の大槌町簡易水道事業の設置に関する条例は、簡易水道の設置及び管理等に関し規定しているものでございますが、大槌町上水道事業給水条例を準用していたことから、統合後においても廃止する条例内容は維持され、現行の管理運営等についても変更はございません。

本条例の施行期日ですが、平成29年4月1日からの施行となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部義正君。

○12番（阿部義正君） 今度は簡水が上水道と統合ということで、金沢簡水の統合時点での地方債の残高はどのくらい残っているか。それから今後の金沢簡水地域の建設改良事業についてどのようなものを考えているか、その辺をお伺いします。

○議長（小松則明君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） まず起債の残高ですけれども、ちょっと手持ち資料がございませんので、また後で報告したいと思います。

今後の金沢地区の改良ということなんですけれども、県道等をここ何年かで整備しておりまして、そのときに老朽管等も新しくしている経緯がございまして、金沢につきましてはしばらく改良等の予定はございません。

現在、小槌地区を中心に老朽管更新工事をしておりまして、その次の段階として、浪板地区を予定してございます。

○議長（小松則明君） 阿部義正君。

○12番（阿部義正君） 金沢簡水だけっていう会計の中では、例えば資金が不足した場合は一般会計からの持ち出しとか、そういう形でやりくりしてきたわけですけど、今度統合ということになれば一般会計の持ち出しがなくなって、企業会計、水道事業会計の中で、収益を出すために経営努力を続けていかなければならない、そのようになると思っておりますが、そういった面での今後の企業経営の努力目標という、先ほど料金は同じにするということでしたので、どういう経営努力をしていくか、その辺お伺いします。

○議長（小松則明君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 統合後の水道経営、統合前からの話なんですけども、まず水道事業所としてやらなければならないということで、震災後にまずコンパクトな施

設をつくろうということで、今までポンプ施設がたくさんあったんですけども、ポンプ施設を少なくして、できるだけ出費を少なくするというような全体計画を行いまして、それに基づいて今施工を進めているという状況でございます。あとは経営ということであれば、人口がどんどん減ってきているということで、どうしても水道の経営が圧迫されていると。そして今回、簡易水道事業が水道事業と統合するというので、二重三重にちょっと経営としては本当に厳しいものがございます。

これは避けては通れないことですので、水道料金の値上げということは、近々提案していきたいと思っておりますので、その辺は申しわけございませんけども、そうしないとまず水道の経営が成り立っていかないということをお察しいただきたいなと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部三平君。

○5番（阿部三平君） 小鎚のほうは上水道それからずっと奥のほうっていうか、徳並種戸でもつながったんですが、白銀とか和野とか大槌川沿いは将来的には会計だけでなく物理的に管がつながっていく方向なんですか。

○議長（小松則明君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 白銀和野地区に関しましては、今まで農林水産課のほうで管理していました白銀和野地区給水施設が上水道のほうに統合されます。

その中でまた、中間点であります前段とか水道が未普及のところがございます。その地区につきましては、上水道を設置するというとやっぱり設置費や維持管理費として莫大な金額がかかるということで、今回全員協議会でも御説明しましたけども、水道未普及地区の補助金ということで、水道が未普及の地区に関しましては、水道の補助金を利用して飲料水を確保していただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部三平君。

○5番（阿部三平君） 水道の1番の目的は飲料用ですけど、防火用水としての消火栓もあるわけですけど、簡易水道の場合は水量的には足りることにはなっているんですか。

○議長（小松則明君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） まず水道事業の中で消火栓等も設置しているのですが、消火栓につきましてはですね、消火栓が必要だから、その水量をふやしましょうという考えはありません。なぜかといいますと、あくまでも使用者、飲料水として料金を支払っている方のために水道施設をつくっているということで、消火活動のために水道の本管を大きくするというはしてございませんので、消火栓以外の防火水槽等で賄って

いただきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 簡水を上水道の方に組み入れる話になって、今課長のほうから地下水のほうの話も出ましたけれども、今後例えば一件当たり一応100万円ぐらいの補助を出して水を揚げてもらいたいということがあるんですけども、期限とかあるいは現在空き家になっていても将来帰ってきて住む人たちもいるわけで、実際は子供たちの通学のために町のほうに来ている人たちもいるんで、そういう人たちの場合、住所が、例えば実際は家があってそこで普段は農作業に行くけども、そういう人たちもいる。そういう現住所が、例えばそういう場合には金沢の奥のほうから町に下がってきているために、例えば水道つけるのもだめなのか。現住所以外は、現在住んでいる人たちでなければだめだとかっていうそういう条件とかがあると思うんですよ。その辺はどうなっているか。それからここ最近、雨も降らないので渴水になってきて、ここ数カ月のうちでポンプを掘って水を上げている人たちもいるんですよ。だからどの辺までさかのぼってその手当てをするのか、その辺も聞きたいです。

○議長（小松則明君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） まず水道未普及地区の補助金の関係だと思います。それに関しましては、基本的にそこに居住している人、またはそこに今後家を建てる人というところで現在は考えてございます。

今の例は想定していませんでしたので、これは実際そこにずっと住むということであれば補助金の対象になるかと思えますけども、その辺はちょっと個別に相談していただきたいなと思えます。

それから、渴水になって今実際現場というか、井戸を掘ったりしている方がいらっしゃるといことなんですけども、それについても1件ちょっと今、掘りたいんだけどもという御連絡がありまして、それに関しましては、施工前ではございますが、事前に相談していただくという条件で、補助金の対象にしたいなと考えております。

○議長（小松則明君） 議員の皆様をお願いいたします。簡易水道の設置の条例を廃止する条例についてということなので、進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第14号大槌町簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例につ

いてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第15号 工事請負契約の締結について

○議長(小松則明君) 日程第5、議案第15号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長(瀧澤康司君) 工事請負契約の締結についてを御説明いたします。

- 1、契約の目的、中央公民館防災施設整備工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額6,858万円。
- 4、契約の相手方、岩手県盛岡市上田4丁目16番33号、株式会社興和電設、代表取締役工藤泰。

次のページをお開き願います。資料です。

- 1、仮契約の締結年月日、平成29年1月31日です。
- 2、入札参加条件、大槌町営建設工事入札参加資格者名簿に登録されており、岩手県内に本社または営業所を有し、下記の条件のいずれかを満たすものであるということで、①電気設備工事格付において県A級の業者、②電気設備工事格付において町A級の業者です。
- 3、入札参加業者です。岩館電気株式会社ほか11社となっております。
- 4、工事概要ということで、別紙の参考資料をごらん願いたいと思います。

工事名は中央公民館防災施設整備工事ということで、工事場所、上閉伊郡大槌町小館第32地割126番地内、工事期間、平成29年3月24日から平成30年1月31日までとなっております。

実施理由です。中央公民館敷地内に自家発電設備を設置し、有事の際に、中央公民館及び城山公園体育館に電力を供給するものです。

施工概要です。①発電機室の建物概要、敷地面積9,426.87平米、建築面積は38.22平

米。延べ床面積も同じ38.22平米になっております。②自家用発電設備概要ということで、形式は横軸回転界磁形同期発電機、容量は200キロボルトアンペア200キロワット、電圧は3相3線200キロワット、電流は722アンペア、周波数50ヘルツ、使用燃料は灯油となっております。

次のページに位置図、平面図をつけております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長（小松則明君） 質疑に入ります。下村義則君。
- 2番（下村義則君） 有事の際にということなんですが、例えば灯油を発電機に何リッター入れて何時間持つのかを教えてくださいませんか。
- 議長（小松則明君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（瀧澤康司君） 燃料タンクの容量は950リットル、稼働時間については80%の容量連続稼働時で約25時間、50%容量の連続稼働時で約36時間の運転ができるようになっております。
- 議長（小松則明君） 芳賀潤君。
- 13番（芳賀潤君） 設置の場所ですけれども、この前納骨堂が建った隣地ということで、事業費も6,800万と非常に高額なんで、例えば発電機はわかるんですよね。ただこの見栄えというか景観というか、納骨堂の隣にあるということで、きょうの図面にはその発電機室しかないですけれども、建築意匠とか、その隣が納骨堂であるということ意識して建てられるのか、それとも何かこう見た目にね、発電装置だけぽんとあそこに出してしまうのかについてちょっと聞かせてください。
- 議長（小松則明君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（瀧澤康司君） 発電機室は鉄骨づくりの建物ということで、見栄えとかは考えておりません。
- 議長（小松則明君） 芳賀潤君。
- 13番（芳賀潤君） そうであれば、6,800万で契約して工期が来年の1月までなので設置した後どのよう映るのかっていうのも非常に大事だと思うんです。何もなければ何もないところにつくるのは何も文句言わないけれども、今納骨堂が建って、この納骨堂はしばらく使っている人も訪れるときに、確かに防災の意味での非常発電は重要です。でも、あそこに入りましたときに、やはりその見栄えが悪いなというようなことのないように、そういうことこそ変更契約であったり少し金をかけても見栄えのいいように。や

っぱりそれは配慮ですよ配慮。やればいいっていうものと、どうせやるならきちっとしたものをやるっていうことで、企画するほうもやはり周りの環境を意識して今後もやっていただきたいと思いますけども、答弁があれば。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 今回の件につきましては当初からですね、確かに納骨堂の付近でございましたので、十分に設計業者と協議した上で配慮してまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅守君。

○7番（東梅 守君） これは重要な施設だと考えるので、そのことには問題は言いませんが、この場所になった経緯、今景観の話もありましたけど、実際に多くの町民の方から中央公民館を利用するときに、駐車場が狭いんだという話が出ていた。そのことからしても、ここでなければいけなかったその経緯についてお願いをいたします。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧澤康司君） 経緯ということですが、中央公民館及び城山体育館の周りには敷地ということになると駐車場が主な形になっておりまして、場所的にはここがいいということで、この場所になったということです。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 納骨堂を建設するに当たっても、以前通路だった部分を駐車場にいたしまして、全体調整では施工前と施工後で、大体たしかマイナス4台程度にとどめるようにはしておりますので、先ほど生涯学習課長が答弁しましたとおり、どうしても狭隘な土地になっておりますので、土地を有効活用するという部分ではちょっとこの場所を選定するしかございませんでした。

ただ駐車場はあくまでも避難者とかそれから行事もございますので、そういった駐車場を確保すべく、今後につきましても取れる部分があれば、今後も駐車場の部分に関しましては検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅守君。

○7番（東梅 守君） 納骨堂をつくる際にも町民の方からこの駐車スペースの件は言われて、それに配慮した形で駐車場の台数もふやした経緯は十分承知しております。さらに、今回この施設ができることで約5台分になりますかね、せっかく広がったなと思ったらまた減ることになったので、多くの町民にすれば、できるだけ駐車場を多くという

願いがあったところでございます。

ただ、この設備を設置するに当たって、例えば別の場所もあったんだけど設備を設置するに当たり、全体に送電する際に1番いい場所がここだったんだろうと私は理解しています。体育館側にも、下のほうにも設置できる場所があったはずなんだけどここにした経緯は、その建物に1番近くて、送電するのに1番いい場所なんだというふうに私は捉えているんだけど、その辺の説明がないと町民の方にはなかなか理解できないところかなと思いますので、今質問させていただきました。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第15号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第16号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第16号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 議案第16号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。お手元の議案書をごらん願います。

契約の目的は、昨年8月29日に発生をいたしました台風10号災害に伴う林道古廟伸松線の災害復旧工事です。

契約の方法は、一般競争入札で平成29年2月21日に仮契約を締結しております。

契約金額は、5,292万円。

契約の相手方は、釜石大字平田第3地割61番地22、新光建設株式会社、代表取締役倉田信海であります。

工事の概要について、議案書の別添にあります参考資料をごらん願います。

工事名は、林道古廟伸松線災害復旧工事です。

工事場所は、上閉伊郡大槌町小鎚第28割地内です。

次のページに位置図を添付してございます。

工事期間は、議会の議決の日から平成29年3月31日まで。なお、変更契約により工期の延長を見込んでおります。

施工の概要でございますけれども、崩落構造物除去、不安定のり面の除去、のり面の保護、大型土のう・ガードレールの設置、残土運搬となっております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 施工概要の中にのり面保護、大型土のう設置と書いてありますけれども、あそこを通ってみると、山の斜面がすばっと切らさっていると。一旦切って柵をつくってまた切るというようになれば、あのように崩れないと思うんですけども、あそこはしょっちゅう崩れるのでね。だから切り方にやっぱり問題があるんじゃないかと思うんですけども、もう少し切り方を工夫してやっぱり段つきに切ったほうが、こんなに崩れないと思うんですけども。

あそこは部長が来る前から何回も崩れて、崩れるたびに道路を直すと。昔は、あその道路はどこかの会社のために道路をつくったんじゃないかって言われたくらいのことなんですよ、しょっちゅう崩れるから。だからこんなに頻繁に崩れるようではね、財政にも影響があると思いますので、同じ直すなら切り方をもう少し考えて、工夫してやったほうがいいんじゃないかと思いますけども、その辺についてお伺いします。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田中恭悦君） 工法関係につきまして、今金崎議員のほうから御意見をいただいております。

ただ今回の事業につきましては、あくまで災害復旧というふうになってございますので、原則、前の工事形態のほうの仕様をとった形での復旧作業ということになります。

モルタル吹きつけであったりとか、植栽吹きつけであったりするような形の事業内容という形になってございますので、あくまでも国のほうの査定のほうを一応通っている事業でございますので、申しわけございませんけども復旧工事という考え方からいくと、前の工法のほうをちょっととらざるを得ないという部分が一応ございます。

ただ、やはりそのある程度、土の削りの部分とかっていう部分については、業者さんとちょっと検討はしたいと思っております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第16号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第17号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第17号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、財産の品名、町方地区（本町1・上町）災害公営住宅。

2、取得する財産、災害公営住宅12戸及び附帯施設、平面駐車場、ごみ置き場、外部物置等です。

3、取得の方法、随意契約。

4、取得の金額、2億5,838万895円。

5、契約の相手方、岩手県盛岡市中央通1丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部、本部長森本剛です。

次のページの資料をお開きください。

土地の所在地は、本町は、岩手県上閉伊郡大槌町本町6番7号ほか、上町は、岩手県上閉伊郡大槌町上町2番2ほかです。

地目は宅地、地積は本町1が1,490平方メートル、上町が1,202平方メートルです。

物件の種類は災害公営住宅、木造構造平屋建て3棟12戸、建築面積は約755平方メートル、延べ床面積は約755平方メートルになります。

附帯施設は、ごみ置き場2カ所、外部物置12個、ガスボンベ庫3カ所、平面駐車場3カ所、駐輪場3カ所です。

4月1日からの入居開始を予定してございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第17号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第18号 財産の取得について

○議長(小松則明君) 日程第8、議案第18号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。学務課長。

○学務課長(松橋文明君) 議案第18号財産の取得について御説明申し上げます。

1、財産の品名、大槌学園グラウンド・ロータリー及び附帯施設。

2、取得する財産、おおつち学園小中一貫教育校整備に伴う小中一貫教育校グラウンド等。

3、取得の方法、随意契約。

4、取得金額、19億2,383万9,918円。

3、契約の相手方、岩手県盛岡市長田町6番2号アバンサールi、岩手県土地開発公社、理事長松岡博でございます。

次ページの資料のほうをお開きください。

土地、土地の所在地、岩手県上閉伊郡大槌町大槌第23地割地内。地目、学校用地。面積、1万9,892.81平方メートル。

附帯施設でございますが、照明柱6基、転落防止用フェンス一式、防球ネット一式、ネットフェンス一式、砂場1基、鉄道1基、雲梯1基、登り棒1基、門扉2基、バスシエルターがロータリーの中にございますが、それが一基となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。東梅守君。

○7番(東梅守君) やっと大槌学園にもグラウンドが整備されて、この春から使えることは大変喜ばしいことだと思っております。

そこで、この用地の取得に当たっては、いろんな地権者さんの協力のもとに進められて今日に至ったというふうに理解しております。その中である地権者さんが、実はその用地を譲るに当たって、山が残るんだと。そしたらその用地の担当の方が学園の森として、整備させていただきたい旨の話もあったと。そして、地権者さんはそこにはほこら

もあるんだと。ほこらも傷んでいるので新しいものを設置したいという話をきちっとされてきた。ただグラウンドが間もなく完成して運用されるに当たり、私のところには何の連絡もないという、そういう話が実はSNSの中に載っておりました。

これはやっぱり口約束であっても、当時用地を取得するに当たって交わした約束はきちっと果たされるべきではないかと私は思うのですが、その辺のことを教育委員会及びその担当課は承知していたのかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 東梅議員のお尋ねの件につきましては、詳細については土地開発公社が交渉相手を進めておまして、今の件につきましては、具体的な提案であるとか説明に至っておりません。

その辺についてはまた今後、土地開発公社あるいは地権者の御意向なり、その経過については確認してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅守君。

○7番（東梅 守君） そういうところが今後出てこなければいいなと大変私も心配しております。

当然、用地を放すに当たっては、地権者さんはかなり悩んだ上での売却だったと思いますので、特にも工事に当たった方には大変その方も感謝の言葉を述べておりました。林のやぶのような状態の中から、昔からあったほこらを探し当ててくれたと、大変感謝の言葉も書き込まれておりました。そういった意味でも、地権者さんとの間のことはきちとなされるべきというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） このバスシェルターの日々の運用の方法をどのように考えているか。というのは、今、手前のきらり而降ろして通っていますよね。そのことは運動不足解消等々につながっているという評価もあるようですので、ぜひその運用の仕方をですね、説明していただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（松橋文明君） 議員御指摘のとおり、非常に体力向上面では下から登っているということで、効果が出てきたというふうに存じております。

今回のバス運用につきましては、下校時において上のほうから、登校は一斉に来るんですけども下校は学年によってばらばらになるということもございますし、ロータリー

のところに乗る場合に、どうしても雨風っていうのもありますのでそれを防ぐために設置したということで、下校についてはロータリーから、登校については、従来どおり下から歩いて上がるという形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第18号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第19号 財産の処分について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第19号財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第19号財産の処分について御説明いたします。

財産の種類は、土地。

土地の所在は、大槌町小槌第23地割字寺野1番1。

処分の方法は、売り払い。

金額は、1億5,233万円。

契約の相手方は、岩手県県立病院等事業管理者、医療局長八重樫幸治であります。

次ページの資料をごらん願います。

仮契約締結年月日は、平成29年2月24日。

処分の目的は、岩手県立大槌病院用地として町有地を処分するものであります。

処分する財産の土地は、地目は宅地、地積は8,462.99平方メートルであります。

次ページに位置図、平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第19号財産の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第20号 町及び字の区域を変更することについて

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第20号町及び字の区域を変更することについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） それでは議案第20号町及び字の区域を変更することについて御説明いたします。

別図をごらん願います。

別図の上のほうが実施前、安渡地区の資料でございます。黒の点線、実施区域内の黒の点線が変更前の町界でございます。下の別図2、実施後、安渡地区をごらん願います。外枠の赤の住居表示区域の中に赤の点線で示されておりますところが、新たな町界となるものでございます。

次のページをごらん願います。

別図1、実施前、赤浜地区でございます。上の図面のほうが実施前でございます。これも黒の点線が変更前の町界でございます。下の別図2、実施後、赤浜地区の赤の太線の点線が新たな町界となります。

町界につきましては、原則道路、水路等恒久的で明確な地形や施設の測線をもって定めることとなっており、この基準に基づき変更するものでございます。

なお、本案件につきましては、1月に開催いたしました住居表示整備審議会において諮問し、同審議会からは異議ない旨、答申を受けているところでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第20号町及び字の区域を変更することについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

○

日程第11 議案第21号 町道の路線認定及び廃止について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第21号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長

○復興局長（那須 智君） 今回御審議いただく路線は、新しく認定する17路線と廃止する3路線です。

別紙をお開きください。

認定する17路線の路線番号、路線名が記載されております認定路線図4ページと廃止する3路線の路線番号、路線名が記載されております路線廃止図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第21号町道の路線認定及び廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第22号 大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第22号大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 議案第22号大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて御説明申し上げます。

内容につきましては、別紙大槌町過疎地域自立促進計画（変更）をごらんください。

今回変更する項目につきましては、鉄道施設の復旧に伴う町負担について過疎債を発行するために、3の交通通信体制の整備、情報化及び地域間交流の推進のうち、（1）

の交通体制の整備に鉄道を追加するものとし、事業計画の表におきましても、町方鉄道施設復旧事業を追加するものでございます。

以上で説明終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第22号大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時5分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時52分

○

再 開

午前11時05分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

先ほど答弁の保留がありました。

答弁したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 先ほどの推移、大槌町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、下村議員の質問で、給水人口1万657人に対する世帯数は幾つかということですが、4,935世帯でございます。

あともう1点でございますが、大槌町簡易水道事業の設置等に係る条例を廃止する条例についての質疑の中で、阿部義正議員の御質問で、簡易水道の起債の残額ということでございますが、1億9,000万ほどでございます。

以上でございます。

○

日程第13 議案第23号 平成28年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第23号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第6

号) を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第23号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについてを御説明いたします。

1 ページをごらんいただきます。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。1款町税1項町民税、補正額2,166万9,000円の減は、個人町民税の現年課税額の確定に伴う補正であります。

2項固定資産税、補正額4,172万1,000円は、現年課税額の確定及び滞納繰越分の収納実績に伴う補正であります。

3項軽自動車税、補正額465万1,000円は、現年課税額の確定によるものであります。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額18億7,147万7,000円の減は、普通交付税の確定による保留分を計上しておりますが、復興交付金事業の事業費精査に伴う震災復興特別交付税の減額によるものであります。

11款分担金及び負担金2項負担金、補正額1億6,582万円の減は、一体的な面整備を実施する復興整備事業の事業費精査に伴う水道事業会計負担金の減額によるものであります。

12款使用料及び手数料1項使用料、補正額510万8,000円は、町営住宅使用料等の収入見込みによるものであります。

13款国庫支出金1項国庫負担金、補正額703万3,000円の減は、平成28年度の実績見込みに伴う被用者児童手当負担金等の減であります。

2項国庫補助金、補正額134億1,512万7,000円は、第15回から17回申請分の復興交付金等であります。

14款県支出金1項県負担金、補正額3,744万1,000円の減は、平成28年度の実績見込みに伴う災害弔慰金負担金等の減であります。

2項県補助金、補正額4億4,532万2,000円の減は、生活再建住宅支援事業補助金等の減であります。

3項委託金、補正額341万円の減は、参議院議員通常選挙委託金等の減であります。

15款財産収入1項財産運用収入、補正額2,217万1,000円は、ふるさとづくり基金預金利子等であります。

2 項財産売払収入、補正額4,648万円の減は、大槌病院用地売払分を計上してはおりますが、全体的には防集団地の土地売り払い実績に伴う減であります。

16款寄附金 1 項寄附金、補正額6,300万円は、ふるさと納税寄附金等の収入見込みによるものであります。

17款繰入金 1 項特別会計繰入金、補正額26億1,043万7,000円の減は、復興整備事業の平成28年度実績見込みに伴う下水道事業及び漁業集落排水処理事業特別会計繰入金の減であります。

2 項基金繰入金、補正額97億2,979万1,000円の減は、町独自住宅再建支援事業補助金や復興交付金事業の実績見込みに伴うふるさとづくり基金及び東日本大震災復興交付金基金繰入金の減であります。

2 ページをお開きください。

18款繰越金 1 項繰越金、補正額3,246万7,000円は前年度繰越金の留保分を計上したものであります。

19款諸収入 1 項延滞金・加算金及び過料、補正額54万6,000円は、町税の延滞金であります。

4 項雑入、補正額 3 億2,350万1,000円の減は、災害公営住宅整備事業の実績見込みに伴う、日本赤十字社東日本大震災復興支援事業補助金等の減であります。

20款町債 1 項町債、補正額 1 億2,948万3,000円の減は、事業費精査に伴う道路橋梁債及び臨時財政対策債の確定に伴う減であります。

3 ページをお願いいたします。

歳出。2 款総務費 1 項総務管理費、補正額 5 億6,939万9,000円は、県立大槌病院用地売り払い収入を原資とする減債基金積立金及びふるさと納税の実績見込みに伴うふるさとづくり基金積立金等であります。

2 項徴税費、補正額200万円は、町税過年度還付金であります。

4 項選挙費、補正額238万9,000円の減は、第24回参議院議員通常選挙等の事業費の確定に伴う減であります。

7 項地方創生費、補正額1,667万4,000円の減は、地方創生事業の平成28年度の実績見込みに伴う減であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額3,999万2,000円は、国の補正予算に伴い、平成29年度へ繰り越して実施する臨時福祉給付金等であります。

2 項児童福祉費、補正額240万9,000円は、保育所運営費委託料等であります。

3 項災害救助費、補正額4,500万円の減は、災害弔慰金の減であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額 1 億9,808万1,000円の減は、復興整備事業の事業費精査に伴う水道事業会計負担金等の減であります。

2 項清掃費、補正額638万円の減は、事業費精査に伴うごみ集積箱購入事業費の減であります。

5 款労働費 1 項労働諸費、補正額150万円の減は、大槌町雇用促進事業補助金の実績見込みによる減額であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額219万2,000円の減は、台風10号の対応により次年度以降の事業実施となる浪板交流促進センター取付道路修繕工事等の減額であります。

2 項林業費、補正額600万円の減は、台風10号の対応により次年度以降の事業実施となる林道維持補修工事の減額であります。

3 項水産業費、補正額1,518万3,000円の減は、水産業振興費の実績見込みに伴う減額であります。

7 款商工費 1 項商工費、補正額940万9,000円の減は、中小企業融資利子補給金等の実績見込みに伴う減であります。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、補正額9,744万5,000円の減は、小鉾線道路改良工事等の事業費の確定に伴う委託料及び工事費の減であります。

3 項河川費、補正額500万9,000円の減は、事業費の確定に伴う準用河川整備工事に伴う調査設計業務委託料の減であります。

4 項都市計画費、補正額1,228万円は、今年度の事業費精査による下水道事業特別会計繰出金等であります。

5 項住宅費、補正額 1 億5,132万1,000円は、今年度の実績見込みに伴う災害公営住宅家賃低廉化事業補助金による大槌町町営住宅等基金積立金等であります。

4 ページをお開きください。

9 款消防費 1 項消防費、補正額500万円の減は、現在震災検証室において、震災検証事業を実施していることに伴う東日本大震災検証業務委託料の減額であります。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額1,000万円は、教育費寄附金にかかる教育振興基金への基金積立金等であります。

2 項小学校費、補正額160万9,000円の減は、小中一貫教育校開校に伴うスクールバス

路線の変更による通学バス運行委託料の減であります。

3項中学校費、補正額304万9,000円の減は、小学校費と同様に、通学バス運行委託料の減であります。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費、補正額1億787万4,000円の減は、災害査定による事業費の確定に伴う減であります。

13款諸支出金2項災害援護資金貸付金、補正額2,530万円の減は、本年度の貸付見込みによる災害援護資金貸付金の減であります。

15款復興費1項復興総務費、補正額129億2,316万7,000円は、第15回から17回申請分に係る復興交付金基金積立金等であります。

2項復興推進費、補正額100億1,236万7,000円の減は、一体的面整備を行う復興整備事業、CM事業の事業費精査に伴う減額であります。

3項復興政策費、補正額3,871万4,000円の減は、復興協議会の運営方法の見直しに伴う大槌町復興まちづくり住民合意形成事業委託料等の減であります。

4項復興農林水産業費、補正額200万円の減は、大槌町水産業共同利用施設復興整備事業管理業務委託料の事業費精査に伴う減額であります。

5項復興商工費、補正額1,302万1,000円の減は、産業復興企業マッチング調査業務委託料等の事業費精査に伴う減額であります。

6項復興土木費、補正額2億9,170万円の減は、町道交付金事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業補助金等の事業費精査に伴う減額であります。

7項復興都市計画費、補正額6億5,330万9,000円の減は、津波復興拠点整備事業及び防災集団移転促進事業等の事業費精査に伴う減額であります。

8項復興用地建築費、補正額25億3,172万2,000円の減は、復興事業に伴う用地取得及び災害公営住宅建設事業の事業費精査に伴う減額であります。

9項復興防災費、補正額7,038万4,000円の減は、復興交付金の交付決定の遅延による防災備蓄物資等購入費の減額並びに翌年度への事業費調整による仮称御社地エリア復興拠点施設実施設計業務委託料の減額であります。

11項復興社会教育費、補正額1,172万3,000円の減は、埋蔵文化財発掘事業の事業費精査に伴う減額であります。

12項復興支援費、補正額13億4,460万7,000円の減は、町独自支援の被災者住宅再建支援事業補助金及び被災者コミュニティ形成支援事業費等の実績見込みに伴う減額であり

ます。

5 ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費、追加。款、項、事業名及び金額の順に読み上げます。なお、款及び項が同様の場合は省略させていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費、個人番号カード交付事業、96万4,000円。

3 款民生費 1 項社会福祉費、臨時福祉給付金事業、4,541万9,000円。

9 款消防費 1 項消防費、消防屯所整備事業、1 億1,500万円。消防自動車購入事業、3,780万円。

15 款復興費 1 項復興総務費、特別会計繰出金、5,411万3,000円。

2 項復興推進費、跡地利用計画策定事業、2,320万円。町方地区津波復興拠点区域拡大事業、1,000万円。

4 項復興農林水産業費、水産業共同利用施設設備導入等支援事業、2,355万1,000円。大槌町漁業担い手育成支援事業、600万円。

5 項復興商工費、地域産業振興調査事業、624万3,000円。

6 項復興土木費、がけ地近接等危険住宅移転事業、6,331万1,000円。町道交付金事業、5,300万円。

6 ページをお開きください。

7 項復興都市計画費、集会場整備事業、4,227万9,000円。集会場備品整備事業、512万9,000円。

8 項復興用地建築費、防災集団移転促進事業、2 億6,108万9,000円。都市再生区画整理事業、1 億4,533万6,000円。漁業集落防災機能強化事業、2,256万6,000円。津波復興拠点整備事業、1 億5,369万8,000円。

9 項復興防災費、避難誘導機器整備事業、603万6,000円。

事業の進捗等により工期が翌年度に及ぶことから繰越明許費を設定するもの19件であります。

7 ページをお願いいたします。

変更。款、項、事業名及び変更前、変更後の金額の順に読み上げます。なお、款及び項が同様の場合は省略させていただきます。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）橋梁長寿命化分、8,200万円、4,550万円。社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）6,100万円、

1,100万円。社会資本整備総合交付金事業（復興枠）、10億4,500万円、10億1,600万円。社会資本整備総合交付金事業（通常）、4,500万円、650万円。小鍬線道路改良事業、5,750万円、5,000万円。

11款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業、3 億4,216 万3,000円、2 億5,969万5,000円。

2 項土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業、7,270万円、4,235万5,000円。

3 項文教施設災害復旧費、仮称御社地エリア復興拠点施設整備事業、1 億3,141万5,000円、6,498万7,000円。

15款復興費 9 項復興防災費、仮称御社地エリア復興拠点施設整備事業、4 億9,234万7,000円、2 億5,080万7,000円。

台風10号の災害査定等に伴う金額の変更 9 件であります。

8 ページをお開きください。

第 3 表債務負担行為補正、追加。事項、期間、限度額の順に読み上げます。

学校給食調理等業務委託料、平成28年度から平成33年度まで、2 億1,134万5,000円。

災害公営住宅整備事業、平成28年度から平成31年度まで、25億9,787万5,000円。

仮設赤浜公民館賃貸料、平成28年度から平成30年度まで、335万円。

9 ページをお願いします。

変更。事項、補正前、期間、限度額、補正後、期間、限度額の順に読み上げいたします。

新大塚橋整備事業、平成28年度から平成30年度まで、7 億5,950万円、平成28年度から平成31年度まで、限度額の変更はございません。

町方地区震災復興土地区画整理事業、平成28年度から平成29年度まで、43億3,427万2,000円、平成28年度から平成30年度まで、58億5,128万2,000円。

安渡地区震災復興土地区画整理事業、平成28年度から平成29年度まで、1 億2,400万円、期間の変更はございません。1 億9,732万9,000円。

町方地区他道路整備事業、平成28年度から平成29年度まで、2 億6,500万円、期間の変更はございません。3 億3,703万円。

10ページをお開きください。

第 4 表地方債補正、変更。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額の順に読み上げます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様のため、省略させていただきます。

きます。

災害援護資金貸付事業、5,000万円、2,470万円。

道路橋梁整備事業、1億8,170万円、1億1,720万円。

農業施設災害復旧事業、350万円、1,930万円。

林業施設災害復旧事業、640万円、120万円。

御社地復興拠点施設整備事業、1億3,060万円、1億2,620万円。

臨時財政対策債、2億1,821万9,000円、1億7,833万6,000円。

11ページをお願いします。

廃止。林道整備事業、600万円。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。第2表繰越明許費、追加。進行いたします。

6ページをお開きください。進行いたします。

7ページ、変更。進行いたします。

8ページ、第3表債務負担行為補正、追加。進行いたします。

9ページ、変更。進行いたします。

10ページ、第4表地方債補正、変更。進行いたします。

11ページ、廃止。進行いたします。

14ページをお開きください。歳入。1款町税1項町民税。進行いたします。

2項固定資産税。進行いたします。

3項軽自動車税。進行いたします。

9款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。

11款分担金及び負担金2項負担金。進行いたします。

12款使用料及び手数料1項使用料。

15ページに入ります。13款国庫支出金1項国庫負担金。進行いたします。

2項国庫補助金。進行いたします。

16ページ上段まで。進行いたします。

14款県支出金1項県負担金。進行いたします。

2項県補助金、17ページ下段まで。進行いたします。

3項委託金。進行いたします。

18ページに入ります。15款財産収入1項財産運用収入。阿部義正君。

○12番（阿部義正君） 財政調整基金とふるさとづくり基金の預金利子が、ふるさとづくり基金のほうが1,700万で財政調整基金が378万ですか。

この中で28年度の残高見込みが財政調整基金が約45億、ふるさとづくり基金が84億なんですけれど、財政調整基金の約倍近い額で利子がこのくらい違うのはどういうわけかその辺お伺いします。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） ふるさとづくり基金に関しましては、平成24年の当初のほうにですね30億いただいておりまして、それから24年に40億ほどいただいておりまして、すぐにですね、すぐに実は運用しております。

運用はその当時はですね、利率が高い利子でございましたので、今回まででたしか年間1,000万ほどです。ふるさとづくり基金に関しましては、最初に積んだ30億については、1,000万ほどの運用益を上げております。

ところが、財政調整基金は、平成25年度から繰り越し分をですね、歳入歳出の余った分を積んでおりましたので、その当時からすると結局運用益はですね利率も下がっておりますので、そういった違いが利子の運用益の違いとなってございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項財産売払収入。進行いたします。

16款寄附金1項寄附金。進行いたします。

17款繰入金1項特別会計繰入金。進行いたします。

2項基金繰入金。進行いたします。

19ページ中段まで。進行いたします。

18款繰越金1項繰越金。進行いたします。

19款諸収入1項延滞金加算金及び過料。進行いたします。

4項雑入、20ページ上段まで。進行いたします。

20款町債1項町債。進行いたします。

歳出に入ります。2款総務費1項総務管理費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ふるさとづくり基金についてお尋ねいたします。

今阿部義正議員から今年度末の基金残高が84億円ほどという紹介がありました。このふるさとづくり基金ですけど、震災前につくられた基金、そして震災前は残金を見ます

と、400万ぐらいの残金だったんですね。ですので震災が起きてからふるさとづくり基金というのが本当にこの震災前と比べて、震災前と後ではすごくこの位置が違ってきているのではないかなと思います。

条例の内容を見ますと、何かすごくこう、震災前につくられた条例でありますので、すごくシンプルな条例です。果たして今のこの使途の状況、積立金の状況、それを考えた時、あのようなシンプルな条例で本当にいいのかなという疑問を持っていますが、そのことにつきましての御見解があるのであればお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 東梅康悦議員の御指摘のとおり、ふるさとづくり基金条例にはですね、ふるさとづくり事業に使うということでございまして、震災前はですね、今議員がおっしゃったとおり、町出身者の方ですとか年間100万ずつ御寄附がございまして、残高的には400万ほどでございました。それで震災を迎えまして、寄附金が入ったり、それから東日本大震災津波基金というので30億とか40億もらっております。

ただ、ふるさとづくり事業という大きな枠で捉えておりまして、それで議会の皆さんや町民の皆さんに何もお知らせしないまま執行しているわけではございません。これに関しましては、きちんとですね、予算書にふるさとづくり基金の部分に関しては、東日本大震災津波基金分だとかっていうふうにきちんと繰り入れ分をですね明記しておりますので、それから今まで、全員協議会とかそれから今までの議会の場でもですね、その使途については御説明している次第でございます。

あまりがちがちに縛ってしまいますと、今度は柔軟性がなくなってしまいますので、基金の使途に関しましては、今後におきましてもきちんとですね、議会の皆様や町民の皆様を開示して、使途について御説明してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

役所の仕事は、地方自治法あるいはその条例の中で、それに従って仕事をしなければいけないというのは私がいうまでもないんですが、ただこの基金の条例を見ると、本当になんていうのか、やっていることと条例の内容に乖離があって、もう少しそこら辺を充実したほうがいいんじゃないかという私の御提案です。いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 実は最初に30億とか40億を積む場合もですね、ちょっと実は

論議がございました。30億、40億につきましては、ほかの市町村では財政調整基金に積んでいるところも実はございます。ですが最近ですね、総務省のほうからも財政調整基金の残高を見られておまして、そういうこともございまして、ふるさとづくり基金のほうに積んでいるということもございます。

今御指摘の点に関しましては、確かにどこまでがふるさとづくり事業なのか、どこまでが今後の事業なのかというところもございまして、今後ですね、ちょっとその点に関しましては確かに今後の用途のこともございまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2 項徴税費。進行いたします。

22ページ上段まで。進行いたします。

4 項選挙費。進行いたします。

7 項地方創生費。進行いたします。

23ページ、3 款民生費 1 項社会福祉費。進行いたします。

2 項児童福祉費。進行いたします。

24ページに入ります。3 項災害救助費。進行いたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費。進行いたします。

2 項清掃費。進行いたします。

5 款労働費 1 項労働諸費。進行いたします。

25ページに入ります。6 款農林水産費 1 項農業費。進行いたします。

2 項林業費。進行いたします。

3 項水産業費。芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） 補助金のところでお伺いします。

マイナス1,300万ということで、水産業関係のものが結構大きく減っています。実績見込みっていう説明がありましたけれども、当初予定していた事業ができなかったのかそれともそこまで実績がいかなかったのか、その要因をお聞かせください。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田中恭悦君） 今回の水産関係の主な補助金の減額の部分につきましては、当初計画していた例えば600万の部分につきましては、アワビの稚貝放流等々の部分でちょっと考えていた部分があったけれども、平成28年度、この現予算の部分に

については県のほうからの補助等が得られるという部分が一応ございまして、それらの部分を不用額という形で見させていただいているという形になってございます。

あとその原子力関係につきましても、漁協さん等々とも協議のほうをさせていただきましたが、これについては実績のほうがなかったという部分になってございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 今、芳賀議員からも話あったんですけども、予算を見てもそうなんだけど、これは補正だと。だけれども、この漁業についての応援、支援事業というのがちょっと少ないのかな、今の漁協を見てちょっと足りないんじゃないかなと思ってるんです。例えば今の答弁を聞いてると、県のほうから得られそうだからっていう話がありましたけども、実際は、震災のあたりは稚貝の放流もなかったんでね、やはりこういうある程度の余力ができたときに、将来のことを考えれば、やっぱり稚貝のほうも幾分ふやして放流するとか、そういう方法はできないのでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 漁協支援の考え方についてでございますけれども、これまで実はここでは、補正額そのものは大きく出ておりますが、町としては基幹産業という位置づけで水産業に支援については大分手厚くしております。

それで今後の漁協の支援方針については、やはりこれまで震災直後はある程度やらないものについてもフォローしてあげることが必要だろうということで、基盤整備は相当の支援をしてみました。これからは、やはりその整備した基盤を生かしてもらう、漁協本来の活動をしてもらったことに対して、頑張ったことに対しては支援しようという考え方で支援しております。

これらの内容につきましても、アワビの稚貝の放流もありますが、放流したアワビの稚貝の密漁対策、そういったものをするのにもやはり費用がかかるだろう、そういったところで密漁対策をやればそれについての損料といいますか、そういったものについてはフォローしましょうということです。

原子力の関係につきましても、これは幸いでありませんでしたが、もし何か出たときには、やはり広い地域で出ると全部出荷停止になりますので、ここについては大槌のものは安心だと個別に検査を受けていただくために、そういった場合があればということで持ったものでございます。

その他の水揚支援につきましても、我々も漁協と一緒に努力をしておりますけれども、

例えば廻来船をいろんなところから持ってくると。船が入ってもらったものに対しては、そのキャッシュバックをあげましょうということで設定しているものでございます。廻来船については、残念ながら努力はしたんですがサンマの記録的な不良等により、船そのものがとれなかったという事情があって、予算が多く余ったものでございますけれども、いずれにしましてもこれからは頑張ったものに対してはどんどん支援をしていこう。何もしないのに上げるということではなくて、頑張ったものに対して支援しようという基本思想でやっているものでございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 今、すごくいい話だなと思って聞いたけども、実際はこの密漁対策のほうをきっちりしないと、確かにそのとおりだと思います。

たまたま聞こえてきて、つかまった何だっけこう出てくるんでね、やっぱこの密漁対策のほうをもっときちっとして、頑張らないものには出さないんだっていうのもわかりますけども、そのマイナスになった部分があるわけだ、例えば震災のときの。例えばアワビを例に挙げてみても、実際揚がっている大槌町のアワビはよそから見れば小さい。だから新しい漁場開拓ということで、例えば今6次化でいろんなものをつくって売っているんだけども、例えばそういう漁場を考えたときも、例えば保護する場所を新たにいろいろ話し合いながら、そういうところをつくっていいものがとれるような方法をつくって、乱獲しないような方法をとって、そういう保護政策をとってもらいたいんです。そうしないといつも同じところからとるから、どうしても漁獲のものが、品が落ちると。それを上げるためにはある程度、行政のほうからも指導して、相談して、そういう保護区域をつくったほうがいいんじゃないかと思えますけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 御提案の趣旨につきましては、行政のほうで漁場の指定とかですね、なかなかできる状況ではないので、そういったお話があったということについては漁協のほうにお伝えしたいと考えております。

○議長（小松則明君） 下村義則議員。

○2番（下村義則君） 関連で質問します。

今金崎議員のアワビの稚貝の放流を少し役場のほうで補助してふやしたらどうかという質問に対して、部長は県のほうから出すからいいんだというような感じで話しており

ますが、まずそれも申請とかいろんな手続があって、それでも例えば5万個ですか、5万個の放流ぐらいなんです。金額はさておいて。

それで、東部漁協と大槌漁協の入りあいていう漁場があるわけです。お互いに専属もあるし、入りあいもあるんです、大槌と東部のね。それで、そこにはお互いに10万個ずつ放しましょうっていう取り決めがされているわけです。ところが震災後いろいろこういうことで5万しか放せないと、大槌漁協は。そして東部漁協は入りあいのところに10万放していると。そうすると東部の漁協さんからは何で大槌は5万しか放さないんだってなるわけですよ。それを震災前は町のほうでその分を援助して、今まで来たと思うんです。

だから、なんとか足りない分は漁協さんとも相談しながら、同じような感じで、東部さんから文句言われなような、漁協の自助努力も大事でしょうけども、まずそこらもちよっと相談しながら、入りあいだけでも同じ数量を放すようにやってもらいたいと思います。

あとですね、その監視もやっぱりそれは当然必要だと思います。今監視船もない状況なので、監視をしていないのが実情でございます。だから監視をある程度やって、そして役場からお金をもらうというような格好で指導してもらえれば助かります。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

7 款商工費 1 項商工費、26 ページ上段まで。進行いたします。

8 款土木費 2 項道路橋梁費。東梅守議員。

○7 番（東梅 守君） 道路橋梁費のところでお尋ねをします。

この復興事業に伴って多くの大型車両が通行することによって、既存の町道が耐えられなくなって傷んでいるところがあちらこちらで見受けられます。その中で、1カ所、大変気になる場所をお尋ねいたします。

花輪田から寺野に向かう町道ですけど、あそこは何度も穴があいて何度も補修をしているんですね。根本的な改良をする予定があるのかないのか、その辺をお尋ねします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） お答えいたします。

議員おっしゃる場所については承知しておりますし、3月にオーバーレイ等含めた部分の緊急の修繕をするように指示をしております。根本的な改良については、これは南三陸国道とも協議をいたしますが、そちらの部分の力をかりながら三陸沿岸道路の工事

の部分と含めてですね、要望しながら改良をしたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅守君。

○7番（東梅 守君） よろしく申し上げます。

それからもう1点、至るところで新しい住宅が建てられている中で、小枕の防集団地に多くの方が住宅再建をされて住まわれています。

以前にも指摘したような記憶があるんですが、町内のほうから向こうに向かう旧県道沿いの歩道、これが途中で壊れたままだに直されていない状況がある。当然人が住むということは、人が行き交うということなわけです。これをどのように考えているのか恐らく歩道部分は町なのかなというふうに思うので、お尋ねをします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 小枕・伸松の部分で、団地に上がるこちらからの道路の計画はございます。財源確保というのもありますが。

議員おっしゃるのは、手前のほうの歩道の部分ということでございますが、これは県のほうとちょっと確認をしなければいけませんけれども、そういう部分ではですね、現地を見ながら修繕等については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅守君。

○7番（東梅 守君） 今答弁の中で検討ということがありましたけど、もう小枕の皆さんは住まわれているので、早急に何らかの対策をとっていただければと思います。要望にしておきます。

○議長（小松則明君） 及川伸君。

○10番（及川 伸君） 小鎚線道路改良工事について、まず何のどこの工事なのか、金額がどのぐらいなのか教えてください。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 2項の3目の道路整備費のうちの工事請負費、小鎚線道路改良工事は、全体的に実績等を含めた部分で減額をしておりますが、小鎚線の改良については、今終点のほうの長井のほうに分かれる分起点から手前のほうを工事してございます。さらに、これからまた発注しますが、橋のほうの手前の部分まで改良することによって28年度の繰り越し、それから27年からの繰り越しの部分の予算を使いながら、今そこを改良するという計画でございます。金額については今後発注する部分もございしますので、そこは、確定でございませぬのでちょっと申し上げられませぬ。

○議長（小松則明君） 及川伸君。

○10番（及川 伸君） この小鎚線に関しては、震災前、大分前から工事が始まっていたと思うんですけども、何でこんなに時間がかかるのかなという疑問がまず1点と、それからいつ終わる予定なのか、その辺の工期がわかれば教えてください。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） この事業については、辺地地域でございますので辺地債という起債を起こしてやっている事業でございます。今の辺地債の辺地の計画でいきますと、31年度までの起債の中で改良したいという計画でございます。

○議長（小松則明君） 及川伸君。

○10番（及川 伸君） 辺地債を使うっていうのもいいんですけども、まず地域住民に関しては、早く完成して通りがよい道路になってほしいというのは当初の話だったと思うので、その辺もいろんな工夫の仕方があると思うんですけども、辺地債を併用して合わせ技でいろいろやってるところもあると思うし、その辺もう少しピッチを上げてやってもらいたいという要望を加えて終わります。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

27ページ入ります。3項河川費。進行いたします。

4項都市計画費。進行いたします。

5項住宅費。進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

28ページ。10款教育費1項教育総務費。進行いたします。

2項小学校費。進行いたします。

3項中学校費。進行いたします。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費。東梅守君。

○7番（東梅 守君） この災害復旧費のところでお尋ねをします。

さきの台風によって多くの施設が壊れたということで復旧作業が進んでいるところがございますが、水田等、春の作付に間に合うように復旧ができるのかどうか、その辺の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田中恭悦君） まずこの災害復旧費の工事の進捗状況ということでございますけれども、今まで入札のほうを重ねてきてございまして、入札のほうで成立した

事業工区については2工区ございます。

残りの部分については、また別途3月のほうにあらかじめ、今までであれば指名競争入札ということで町内のほうの業者さんに工事のほうの入札のほうをお願いするという形でやっておったんですけども、なかなかまとまらない部分が一応ございまして、3月にかかる分につきましては、一般競争入札という形で入札のほうを予定しているという状況になってございます。

営農の部分につきましては、正直なところなんですけども、やはり工事のほうが入っていただかないと、営農の部分についてはなかなかちょっと間に合うかどうかちょっと厳しいのではないかとこの部分がございまして、実は2月の最初のほうと、金沢・大槌・小槌地区の住民さんたちを集めて1回目の説明会をさせていただきました。その中には阿部両議員さんであったりとか東梅議員さんであったりにも御参加をいただいております。

改めまして、入札の部分ができているところ、あと今後かけるところの部分も一応あるってということで、実はきのうからまた再度、個別の案件も兼ねて説明のほうはさせていただいているという状況にはなっておりますけれども、いずれちょっと工事のほうの部分がなかなか進まないという部分をお話しさせていただいて、営農まではなかなか厳しいのではないかっていうお話のほうも、一応させていただいているという状況になります。

ただ、災害復旧部分以外の工事の部分、小災害の部分とかあるんですけども、自分たちで手をつけて、そこの部分の仮復旧の部分をやってもらえれば、営農できる部分がちょっと見えてきている部分もございまして、ただ災害復旧の認可がおりた工事場所についてはちょっとなかなか厳しいのではないかとこののが今の現状でございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

29ページ、13款諸支出金2項災害援護資金貸付金。進行いたします。

15款復興費1項復興総務費。及川伸君。

○10番（及川 伸君） 2目の情報化推進費の情報通信基盤災害復旧事業委託料1,100万減額、これについてはどこの復旧工事なのか、どの程度の復旧がされているのかという点を教えてください。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 今回の補正は国のほうからの交付決定の額を受けまして、実

は繰越明許費を12月補正で提案しておりまして、繰越明許になるものでございます。

歳入のほうをあわせてやっておけばよかったんですけども、今回は3月補正で歳入のほうの調整をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

28年度分の委託につきましては、テレビ関係、ケーブルテレビ関係は134世帯分、あとはブロードバンド関係は86世帯分、合わせて220世帯分を見込んでの交付決定の額ということで、場所につきましては三枚堂の災害公営住宅とか、そういった新しく公営住宅等が建つ部分の見込みを持って交付決定を受けているということで御理解のほうをいただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 及川伸君。

○10番（及川 伸君） 同僚議員からも以前ケーブルテレビ敷設建設の提案が一般質問などでされたと思うし、私も従前からいろいろケーブルテレビの提案をさせていただいた経緯があったんですが、今回その改修に関して6,000万ということで、しかも世帯数でいけば200ちょっとです。これを繰り返していくと、結構なものになってくるんです。

以前ケーブルテレビを敷設建設すると、大体試算して6億、7億ぐらいかかるということだったと思うんですよ。これは局をつくるか、それから放送の送り出しのコンテンツにもよるとは思うんですが、基本設計でいけばこのぐらいで終わるというような内容のもの。10倍ですけれども、金額にしたら6億ぐらいかければケーブルテレビができて、しかも全町にわたって議会放送を視聴できるような環境までできると。ワイファイ、それからインターネットまでできるっていうような事業ができると思うんですが、そういった考え方に変わっていくことはできないでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 今回、行っております災害復旧事業につきましては、以前ケーブルテレビのほうに加入している方等、あとはブロードバンドにつきましても同じような取り扱い、あくまでも災害復旧ということでの取り扱いで、特例でその場所に以前加入していた方が場所を変えて公営住宅に入る場合にも、その特例で対象にしているという事業でございまして、新たな敷設という事業ではないということはまず御理解いただきたいと思っております。

また前にもお答えしているとおり、まずは復興の部分で優先順位が高いものを見きわめた上で、またこの公営住宅が、この町が新たな形になるわけですので、その辺を見据えた上で将来的な考え方を持っていきたいというふうに考えているという状況でござい

ます。

○議長（小松則明君） 及川伸君。

○10番（及川 伸君） 今の答弁で、大体その性質の違うものだっていうのはわかってるんですけども、前回その敷設に関してお金がかかり過ぎるということだったと思うんですね、答弁のほうが。お金がかかるというのは高いか安いかという問題だと思うんですが、それについて、再度建設費がどのぐらいかかるのかっていう試算を一度やられたらどうでしょうか。その内容を見た上で、高いか安いかっていう議論をもう一度してみたいなというふうに思うんですが。

○議長（小松則明君） これは当初予算で質問していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○10番（及川 伸君） では答弁は後で。

○議長（小松則明君） 29年度の予算のほうで審議をお願いいたします。

2 項復興推進費。進行いたします。

30ページに入ります。3 項復興政策費。進行いたします。

4 項復興農林水産業費。進行いたします。

5 項復興商工費。進行いたします。

6 項復興土木費。進行いたします。

31ページ、7 項復興都市計画費。芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） 区画整理と防集について確認の意味で聞きますが、特にも吉里吉里地域の防集と区画整理はどんどん引き渡しになってどんどん家が建っている。しかし、街灯がまだついてないという現状があります。1年ですよ1年。一方、町方を見れば家も建っていないのに街灯がある。これはCMRとURの差なのか、普通であれば引き渡したと同時に街灯があって、家を建てたんせっていうんだけれども。

住民にも言われますので、何回も役場に確認すると今予算要求していると。予算要求をしなければならぬ問題なんではないでしょうか。土地を引き渡す前提の中で、水道があったり下水があったり街灯もあったりしてどうぞというのが本来だと。

吉里吉里が先にやっているからだけでも、今後ほかがやったときにもこんなことでは、またずれがあるような気がしますけれども、そこら辺の今後の取り扱いについて説明をお願いします。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） その分はやはり復興交付金事業の中の効果促進事業ということで要望してます。町方はもう要望してあるんですが、ほかに安渡、赤浜、吉里吉里の効果促進事業、区画整理事業については効果促進事業。防集事業は、防集事業の中でできるのですが、土地区画整理事業については効果促進事業でやっております。

ただ、なかなかこれが審査に時間がかかりまして、3カ月ぐらいかかるんです。そういったこともあって、ある程度まとめた形で、1回にとると次はとれないというような話があってですね、なかなか使い勝手も悪い。そういう中でいえば、ちょっと待っていただければ、いずれ必ずつきますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） そういうことは分かっているつもりで言うんですよ。しかし、家を建てている人の立場になってください。引き渡しますよ、水道もおっていますよと、ただ暗いよねという話なんですよ。ただ単純にそういうことです。なので、効果促進をいつの時点で審査しているのかわかりませんが、1年以上たっているという現実もあって、町方は家も建っていないのに街灯が既についているってこのギャップに、やはり何なんだろうなっていうふうに思います。普通はセットですよ、効果促進と整備っていうのは。違うんですか。

整備した後に効果促進を申請するっていう話になると、その事業の中身によって全然考え方が違って来るようにも思うので、いずれそういう事は重々言ってるからわかると思いますけれども、ずれをできるだけ少なくしていかないと困るのは住民であるということをお理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 電柱の移設とかという問題もありますので、それは電力会社とかNTTとも協議して、実はそこら辺が1番ちょっとネックになっているところもあります。効果促進のほかにも、なかなかその街灯が、実はその引き渡しですら街灯の電柱が建たないために引き渡せない部分もあつたりするので、急いで協議して進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

32ページに入ります。8項復興用地建築費。進行いたします。

9項復興防災費。東梅守君。

○7番（東梅 守君） ここで消耗品のところに防災備蓄の物資の部分がありますのでお

尋ねします。

震災時、多くの物資をいただいたりして、その後金沢小学校跡それから小鍬小学校跡に入っているものがたくさんあります。これをどのように管理し、どのように今後生かすつもりなのかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） お答えいたします。

今掲げられている需要費に関しましては、主にアルファ化米と水の3食3日分で不足する分を効果促進事業を用いて補充する、充足をすると言ったものでございます。

これにつきましては29年度当初のほうに再計上させていただいておりますが、町内の各避難所のほうにはそれぞれ防災備蓄倉庫、あるいは施設の中に備蓄庫がある場合にはそちらのほうにもアルファ化米と水、あと暖をとるための毛布等の必要とされる物資を配備をしておりますし、余剰する分、余剰といいますか収まりきらない部分を現状としては集中備蓄として旧金沢小学校と旧小鍬小学校のほうに収容をしている状況であります。

今後におきましては、現状でも進めているところなんです、やはり賞味期限、あるいは使用期限というのがそれぞれ物資の中にはございまして、それが1年を切る段階で各地区の町内会や自治会で行われる防災等の学習会や訓練等で使っていただくような形で更新をしていくというような形を今進めております。

この先におきましてもやはり震災から6年、7年たちますので、当然その当時に配備したものが更新の時期になっております。その部分は、整備計画を策定をして年次的にそれらを更新していくような取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅守君。

○7番（東梅 守君） それで何であえてここで質問したかということ、先日、旧小鍬小学校の校庭の仮設が解体される工事があるということでそれを見に行った際に、その中をのぞいたときに、おおよそ管理されているという状態ではないように私は見受けたわけです。これって本当にどうなんだろうと、本当にいざというときに、何がどこにあって、すぐに使えるか使えないか判断できるのかなというふうに変に心配したわけです。本当にせっかくいただいたもの、用意したもの、やっぱりきちっと使わなければ、使える状況でなければいけないのではないのかなというふうに私は思うわけです。

あとは以前には、旧金沢小学校のほうに行ったら備蓄用の水が窓際にあって、常に日

光にさらされるような状態のところにある。賞味期限以前に傷むのが早いのではないのかなと私は感じたわけです。

その辺の管理をもう一度見直して、きちっとやっていただきたいなという私の思いなので、その辺はどう整理するか答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、その施設に行きますと、はたから見るとそのまま直射日光に当たっているとか、例えば窓が破れている施設がある、段ボール等が散乱しているような状況に見受けられる状況であると思いますが、危機管理室のほうで管理している備蓄に関しましては、賞味期限、使用期限等も全部調べた上で、各教室に何が入っているかというのはもう既にリスト化をしております。

今年度4月から、今進めているところなんです、議員おっしゃるとおりですね、やはり実際23年にいただいたものの中で、23年中に使用・賞味期限が到達している水等もあります。そういったものに関しては、実際、生活用水等には使えるんですが、飲料水としては使えないというところで、窓際等に置いている、スペース的な問題もございまして、そういうものは使わない、どちらかという廃棄する方向で考えておりますし、実際に使う飲料水等につきましては、日の当たらない教室のほうに置くような形をとっております。

また今年度まだ全て完了している状況ではないんですが、やはりその保管している場所によっては湿気等で、中身ではないんですが容器等がやはりちょっと見た目が汚れている部分もありますので、それをまた整理してその部分は再度適正な管理をとれるような形で進めていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅守君。

○7番（東梅 守君） 適正な管理、これは大事だと思います。

それからもう1点だけ。旧金沢小学校、旧小鎚小学校、あその建物は耐震強度がない。そういうところに、今現在置かれているわけです。今後も防災計画の中で、そういった備蓄品をどこにどのように保管して管理するのか、早急に考える必要があるのではないかと思うわけです。その辺の考え方についてお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） お答えいたします。

現在大槌町の地域防災計画の見直しが図られている中で、当然その自助共助の中で避難される方が持って避難される食料品、防災品もございますし、公で準備をする、あるいはストックをする備蓄もあります。

今は各避難所における備蓄品のほかに、先ほども説明させていただきました集中備蓄ということで、旧金沢小学校、旧小槌小学校があります。それ以外にやはり大規模な災害になった場合には、町内で全て完結できるものではなく、まして長期化した場合には町外あるいは県外から物資等の支援を求める場合もちろん想定されますので、その部分はこれから整備される道路、交通インフラも含めてどの場所にどういった数量をどういった規模の施設をつくるかっていうのは、庁内のほうで検討を進めていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 今の東梅議員の関連で私も質問します。

旧金沢小学校と旧小槌小学校の体育館、あとは教室等に物を入れたのは私たちです。だから、何がそこに入っているかというのは大体わかっているつもりです。ですので、今さっきチェックリストを出すと言いましたのできちっと出してください。家電や布団などいろんなものを入れました。ちゃんと出してください。お願いします。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

11項復興社会教育費。進行いたします。

12項復興支援費。進行いたします。

34ページ全部。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第23号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時40分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時20分

○

再開

午後1時40分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第14 議案第24号 平成28年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第24号平成28年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） それでは、議案第24号平成28年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正内容の主なものは、医療費一部負担金免除措置延長等に伴う保険給付費の増額と決算見込みによる補正であります。

それでは順に款、項及び補正額を読み上げ、その内容を御説明いたします。

補正予算書1ページ目でございます。

歳入でございます。1款国民健康保険税1項国民健康保険税、補正額114万9,000円の増は、決算見込みによる一般被保険者国保税676万9,000円の増額及び退職被保険者等国保税562万円の減額によるものであります。

4款国庫支出金2項国庫補助金、補正額827万7,000円の減は、決算見込みによる財政調整交付金の減額によるものであります。

7款共同事業交付金1項共同事業交付金、補正額235万6,000円の増は、交付金の確定による増額であります。

11款繰入金1項他会計繰入金、補正額134万3,000円の減は、保険基盤安定負担金繰入金及び保険財政安定化支援事業繰入金の確定に伴う減額であります。

12款繰越金1項繰越金、補正額3,184万6,000円の増は、前年度繰越金であります。

13款諸収入1項延滞金・加算金及び過料、補正額120万円の増は、決算見込みによる一般被保険者国保税延滞金の増額であります。

2ページ目をごらん願います。

歳出でございます。2款保険給付費1項療養諸費、補正額5,691万7,000円の増は、医療費一部負担金免除措置延長に伴う療養給付費の増額であります。

3 款後期高齢者支援金 1 項後期高齢者支援金、補正額1,177万円の減は、支出金確定に伴う減額であります。

7 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金、補正額1,821万6,000円の減は、拠出金確定による減額であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,693万1,000円を追加し、歳入歳出総額の予算を22億7,377万6,000円とする補正になります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入。1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税。進行いたします。

4 款国庫支出金 2 項国庫補助金。進行いたします。

6 ページに入ります。7 款共同事業交付金 1 項共同事業交付金。進行いたします。

11 款繰入金 1 項他会計繰入金。進行いたします。

12 款繰越金 1 項繰越金。進行いたします。

13 款諸収入 1 項延滞金・加算金及び過料。進行いたします。

歳出に入ります。一括をいたします。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第24号平成28年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第25号 平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第15号、議案第25号平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） それでは、補正予算書の1ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

2款国庫支出金1項国庫補助金、補正額308万円の減。

4款繰入金1項他会計繰入金、補正額285万9,000円の減。

7款町債1項町債、補正額190万円の減。

歳入の減は、簡易水道特別会計の廃止に伴い、4月以降に歳入予定となる財源の減額と災害復旧事業の減額によるものです。

2ページをごらん願います。

歳出。2款業務費1項業務費、補正額148万円の減。

4款公債費1項公債費、補正額70万円の減。

6款災害復旧費1項簡易水道施設災害復旧費、補正額565万9,000円の減。

歳出の減は、簡易水道特別会計の廃止に伴い、4月以降の歳出となる費用の減額と災害復旧事業費の減額です。

歳入歳出の合計は、それぞれ783万9,000円を減額し2,718万1,000円とするものです。

なお、簡易水道特別会計が廃止された後の歳入歳出に関しましては、大槌町水道事業会計で処理し、決算時に一般会計と精算を行うこととなります。

3ページをごらん願います。

第2表地方債補正、廃止。起債の目的、簡易水道施設災害復旧事業、限度額190万円を廃止するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。第2表地方債補正、廃止。進行いたします。

6ページをお開きください。歳入、一括します。進行いたします。

7ページ、歳出、一括いたします。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第25号平成28年度大槌町簡易水道特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第26号 平成28年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第26号平成28年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。1款分担金及び負担金1項負担金、補正額1,299万9,000円の減は、下水道受益者負担金の確定によるものです。

2款使用料及び手数料1項使用料、補正額334万4,000円の減は、下水道使用料収入見込み額の減額によるものでございます。

3款国庫支出金2項国庫補助金、補正額495万円の減は、社会資本整備総合交付金です。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額3億641万4,000円の減は、一般会計繰入金でございませう。

2項基金繰入金、補正額15億6,230万円の減は、復興交付金事業の見込み額精査による東日本大震災復興交付金基金繰入金の減額によるものです。

8款1項町債、補正額2億3,244万5,000円の減は、下水道事業債で事業費の精査による減額であります。

2ページ目をお開きください。

歳出です。1款1項下水道管理費、補正額834万4,000円の減は、主に地方公営企業法適用化業務委託料の減で、これは事業費の一部を平成29年度以降に再計上するものです。

2款下水道事業費1項下水道整備費、補正額1,881万5,000円の減は、工事請負費の減額によるものです。

6款復興費1項下水道整備費、補正額20億9,259万3,000円の減は、一般会計において一体的面整備で行う下水道事業減額に伴う一般会計繰出金の減額でございませう。

3ページ目をお願いします。

第2表繰越明許費です。追加です。

2款下水道事業費1項下水道整備費、事業名、汚水管路整備詳細設計業務委託料、1,500万円。

6款復興費1項下水道整備費、事業名、下水道整備事業（復興交付金事業）、金額3億5,984万円です。

4ページ目をお開きください。

第3表債務負担行為補正です。変更です。

地方公営企業法適用化業務委託料、補正前、期間、平成28年度から平成30年度、限度額3,466万5,000円、補正後、期間、平成28年度から平成31年度、限度額4,663万4,000円。

5ページ目をお願いします。

第4表地方債補正です。変更です。

起債の目的、下水道事業債。補正前の限度額7億8,580万円を、補正後は2億3,244万5,000円減額して、限度額5億5,535万5,000円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21億2,245万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,492万にするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。第2表繰越明許費、追加。進行いたします。

4ページ、第3表債務負担行為補正、変更。進行いたします。

5ページに入ります。第4表地方債補正、変更。進行いたします。

8ページをお開きください。歳入、一括いたします。進行いたします。

9ページ、歳出、一括いたします。進行いたします。

10ページ、進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第26号平成28年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第27号 平成28年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正
予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第17、議案第27号平成28年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。5款繰入金1項他会計繰入金、補正額1億4,035万5,000円の減は、一般会計繰入金です。

2項基金繰入金、補正額5億9,687万6,000円の減は、復興交付金事業の見込み額精査による東日本大震災復興交付金基金繰入金の減額によるものです。

8款1項町債、補正額6,116万5,000円の減は、漁業集落排水事業債で事業費の精査による減額であります。

2ページ目をお開きください。

歳出です。1款1項下水道管理費、補正額156万5,000円の減は、地方公営企業法適用化業務委託料の減で、これは事業費の一部を平成29年度以降に再計上するものです。

2款漁業集落排水処理事業費1項漁業集落排水処理施設整備費、補正額100万円の減は、公共ます設置工事の減額によるものです。

6項復興費1項漁業集落排水処理施設整備費、補正額7億9,583万1,000円の減は、一般会計において一体的面整備で行う漁業集落排水処理施設整備事業の減額に伴う一般会計繰出金の減額です。

3ページ目をお開きください。

第2表繰越明許費です。追加です。

2款漁業集落排水処理事業費1項漁業集落排水処理施設整備費、事業名、漁業集落排水処理施設整備事業、1,886万6,000円。

6款復興費1項漁業集落排水処理施設整備費、事業名、漁業集落防災機能強化事業、金額53万円です。

4 ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正です。変更です。

地方公営企業法適用化業務委託料、補正前、期間、平成28年度から平成30年度、限度額709万9,000円、補正後、期間、平成28年度から平成31年度、限度額955万3,000円。

5 ページ目をお願いします。

第4表地方債補正です。変更です。

起債の目的、漁業集落排水処理事業、補正前の限度額1億5,480万円を、補正後は6,116万5,000円減額して、限度額9,363万5,000円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億9,839万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,800万9,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3 ページ、第2表繰越明許費、追加。進行いたします。

4 ページ、第3表債務負担行為補正、変更。進行いたします。

5 ページ、第4表地方債補正、変更。進行いたします。

8 ページに入ります。歳入、一括いたします。進行いたします。

9 ページ、歳出、一括いたします。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第27号平成28年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第28号 平成28年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第18、議案第28号平成28年度大槌町介護保険特別会計補正予

算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） それでは、平成28年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

お手元の補正予算書1ページ目でございます。

説明につきましては、款、項、補正額を順に御説明させていただきます。

1 款保険料 1 項介護保険料、572万円の増は、現年度分特別徴収保険料の増によるものでございます。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金、520万円の増は、現年度分介護給付費負担金の増によるものでございます。

2 項国庫補助金、130万円の増は、現年度分調整交付金の増によるものでございます。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金、728万円の増は、現年度の介護給付費交付金の増によるものでございます。

5 款県支出金 1 項県負担金、325万円の増は、介護給付費負担金の増によるものでございます。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金、325万円の増は、介護給付費繰入金の増によるものでございます。

2 ページ目、歳出でございます。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費、2,600万円の増は、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費の増によるものでございます。

以上、歳入歳出補正予算総額2,600万円の増額で、歳入歳出総額14億3,343万3,000円の予算とするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。歳入、一括いたします。進行いたします。

6 ページ、歳出、一括いたします。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第28号平成28年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定め

ることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第29号 平成28年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第19、議案第29号平成28年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） それでは、議案第29号平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を御説明させていただきます。

予算書の1ページ目をごらん願います。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料、275万9,000円の減は、保険料の決算見込みによるものであります。

5款繰入金1項一般会計繰入金、19万1,000円の増は、保険基盤安定負担金繰入金の確定によるものであります。

7款諸収入2項償還金及び還付加算金、53万円の減は、保険料還付金の決算見込みによるものであります。

2ページでございます。

歳出でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金、256万8,000円の減は、後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定負担金の減額によるものであります。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金、53万円の減は、保険料還付金の決算見込みによる減であります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ309万8,000円を減額し、予算総額を1億1,929万円とする補正でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。歳入、一括いたします。進行いたします。

6ページに入ります。歳出、一括いたします。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第29号平成28年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第20 議案第30号 平成28年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第20、議案第30号平成28年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 予算書1ページをごらん願います。

第1条、平成28年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条、平成28年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額4億9,075万1,000円の増、計7億2,525万4,000円。

第1項営業費用、補正予定額710万5,000円の増は、減価償却費再計算による増額です。

第3項特別損失、補正予定額4億8,364万6,000円の増は、東日本大震災津波で消失または復興計画かさ上げ等により使用できないと判断された水道施設の固定資産除却費の増額であります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額153,690

千円は、当年度消費税及び、地方消費税資本的収支調整額7,869千円、当年度分損益勘定留保資金89,666千円、過年度内部留保資金56,155千円で補填するものとする。」に改める。

収入、第1款資本的収入、補正予定額7億1,587万2,000円の減、計13億692万4,000円。

第1項企業債、補正予定額1,210万円の減は、工事請負費の減額による減額であります。

第2項補助金、補正予定額6億6,233万9,000円の減は、工事請負費等の減額による減額であります。

第4項負担金、補正予定額542万6,000円の減は、消火栓設置工事に伴う負担金の減額であります。

第5項工事負担金、補正予定額3,200万7,000円の減は、工事請負費等の減額による減額であります。

支出、第1款資本的支出、補正予定額7億1,187万3,000円の減、計14億6,061万4,000円。

第1項建設改良費、補正予定額5億4,605万3,000円の減は、災害復旧費等の工事請負費の減額であります。

第4項繰出金、補正予定額1億6,582万円の減は、CMR等へ一括委託している復興事業における水道会計負担金の減額であります。

第4条、予算第5条に定めた企業債について次のとおり改める。

起債の目的、排水施設整備事業、限度額、補正前6,870万円、補正後4,080万円。公営企業災害復旧事業、限度額、補正前1億6,670万円、補正後1億8,250万円。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同様ですので省略させていただきます。

第5条、予算9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「230,423千円」を「195,477千円」に改める。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

2ページ、第4条。進行いたします。

3ページに入ります。収益的収入及び支出。進行いたします。

4ページに入ります。資本的収入及び支出。収入。進行いたします。

支出。進行いたします。

5 ページに入ります。平成28年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。進行いたします。

6 ページ。進行いたします。

7 ページ、平成28年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。進行いたします。

8 ページ。進行いたします。

9 ページに入ります。平成28年度大槌町水道事業予定貸借対照表、資産の部。進行いたします。

10ページ、負債の部。進行いたします。

11ページに入ります。資本の部。進行いたします。

12ページ、収益的収入及び支出。支出、1 款水道事業費用 1 項営業費用。進行いたします。

3 項特別損失。進行いたします。

13ページ入ります。資本的収入及び支出。

収入、1 款資本的収入 1 項企業債。進行いたします。

2 項補助金。進行いたします。

4 項負担金。進行いたします。

5 項工事負担金。進行いたします。

14ページに入ります。支出、1 款資本的支出 1 項建設改良費。進行いたします。

4 項繰出金。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第30号平成28年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午後2時14分

○

再 開

午後3時34分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま議案1件が追加提出されました。

会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第1 委員長報告

○議長（小松則明君） 追加日程第1、委員長報告を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。東梅守委員長、御登壇願います。

○7番（東梅 守君） 昨日開かれた産業建設常任委員会所管事務調査の御報告を申し上げます。

産業建設常任委員会では、次の2件に関し、所管事務調査をいたしました。

一つは、土地取得及び住宅建設支援事業について、そしてもう一つは、産直施設であるすこ付近の交差点における安全確保の方策についてです。

今回、所管事務調査に基づき、自主的に所管する事務を取り上げ、積極的に調査を行い、議案等の審査に生かすことを意図とし、調査に至ったものであることを御理解いただきたいと思っております。

まず最初の土地取得及び住宅建設支援事業については、昨年12月8日、2月16日、同じく2月22日の全員協議会で当局から示された案件です。

制度として確定していないにもかかわらず、広報1月号には「追加措置することとしています」と、あたかも決定したかのような表現で周知しています。さらには記者会見においてもこのことを公表することで、メディアを通じ、不正確な情報が広く町民に知られることとなってしまいました。

町民の間では、制度の内容がよく理解できない、不公平じゃないかとの声があちこちで噴出し、多くの同僚議員に非難の矛先が向いたことも否定できない事実であります。

平成29年第1回定例会の一般質問には6名の議員が登壇し、この話題に関して相当な

時間が費やされ質疑が行われましたが、着地点を見出すことはできませんでした。

今期定例会に議案として上程された平成29年度一般会計予算には、標記事業に関する予算が計上され、結果、幾つかの疑義が議員の中で共有され、所管事務調査が行われることとなりました。

3月8日定例会散会后、産業建設常任委員会を開催し、会議には総務教民常任委員会委員各位にはオブザーバーとして出席いただいております。

当局からは、土地区画整理区域内住宅建設補助金についてという資料が配付され、説明を受けましたが、その資料には事業費の算出根拠、事業の効果が示されておりました。

また、これまでの全員協議会での協議、一般質問でのやりとりを踏まえ、質疑が行われました。

しかしながら、今回の説明を受けても、住民の不公平感を払拭できない、区画整理地内ではなく別の場所に土地を求めて再建した人にとって、この制度は無意味ではないか、防集団地造成や区画整理事業にどれだけの税金が投入されたのかは、その土地に家を建てる人の再建費用には関係ないことである。6年がたっているのに、再建意向に無回答が多過ぎることも問題であり、その解消を進めてから手段を講じるという方法もあるのではないかなどと発言がありました。

今回の所管事務調査により、お手元の調査報告書の2ページのまとめに示してあるように、東梅康悦議員の一般質問に対する答弁で副町長から、「これからもっと理解を得られるように議論を深めていきたい」と発言がありました。また、私の一般質問の答弁で、総合政策部長から「もし対案があるのであれば我々も真摯に検討していきたい」と発言がありました。

常任委員会の最後、町長から「持ち帰ってもう一度話をさせてほしい、後で調整をさせていただきます」と発言がありました。

しかし、このままでは議会議員だけではなく、町民も納得できない状況に変わりはなく、これまでの混乱を収束させるためにも、また復興をより一層推し進めるためにも、継続して協議をすることを期待するものです。

次に、産直施設だあすこ付近の交差点における安全確保の方策については、かねてより議場で質疑されてきた案件です。

小中一貫校に関し、通学路の安全対策を危惧する声が議会でも大きくなっていました。また、事故は起こり得ないという当局の声がありましたが、先ごろ、実際に事故が発生

しております。

三陸縦貫道につながる道路も新たに設けられる見込みであり、より一層の安全対策が必要であるとの見地から所管事務調査を行うに至ったものです。

委員会では、安全確保をすることが大事だとの認識の共有ができ、また、より安全を確保する手段について質疑を行っております。

その中で、交通安全のことを的確に考えるべきでは、歩車分離という考えが示されましたが、歩道橋設置を模索してもよいのではないかと、交通安全指導の徹底が歩行者にも運転者にも必要であるなどの発言がありました。

委員会の最後に教育長は現状の平面交差では危険のリスクは残ることであり、安全に通える環境づくりを進めたいと発言しています。

引き続き交通安全対策について議論を深め、指導を徹底し、交通事故が発生しないまちづくりに期待するものです。

今日ここでこの報告ができますことは、復興のまちづくりに向け、議会も執行する側の役場もまさにともに変わるということではないでしょうか。

これまでの調査に当たり、町当局の協力を改めて感謝申し上げます。

この報告が復興をなお一層推進することの一助となることを期待し、そしてそのために努力することを町民の皆さんにお約束し、本委員会における調査を終結することといたします。

以上をもちまして、本委員会の調査の経緯並びに結果のまとめについて御報告とさせていただきます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案件についてはこれをもって調査を終了したいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、本案件についてはこれをもって調査を終了することに決しました。

○

日程第21 議案第31号 平成29年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第22 議案第32号 平成29年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定める

ことについて

日程第23 議案第33号 平成29年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについて

日程第24 議案第34号 平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについて

日程第25 議案第35号 平成29年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて

日程第26 議案第36号 平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第27 議案第37号 平成29年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第21、議案第31号平成29年度大槌町一般会計予算を定めることについてから日程第27、議案第37号平成29年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてまでの予算7件について一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております予算7件の審査につきましては、委員会条例第5条の規定により、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、予算7件の審査については、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

予算特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員の小笠原正年君に臨時委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

散 会 午後 3 時 4 4 分